

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者証の更新について

現在、75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方に、有効期限が「平成21年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証(りんどう色)」を、一人一枚お渡ししていますが、平成19年中の所得に基づいて、平成20年8月1日からの負担割合(医療機関での窓口負担割合:1割または3割)を改めて判定します。

●負担割合が変わる方

負担割合を変更した新しい被保険者証を7月末までにお送りしますので、古い被保険者証については、健康保険課へご返却ください。

●負担割合が変わらない方

新たに被保険者証は交付されませんので、現在お持ちの被保険者証を引き続きご使用ください。

[お問い合わせ] 健康保険課 画699-8712



カウントダウン下水道!

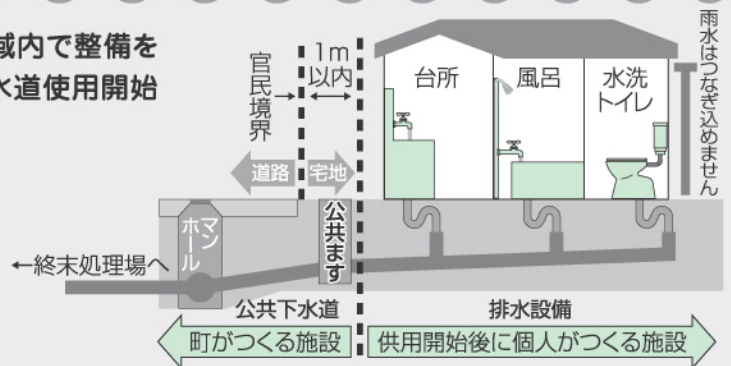
No.2

松茂町公共下水道事業は、第1期事業計画区域内で整備を進めています。今回は下水道のしくみと役割、下水道使用開始までの流れについてご説明します。

下水道のしくみと役割

各家庭から排出された汚水は、まず敷地内に設置された公共ますを通過し、公道等に埋設された下水道管を通して終末処理場へ送られ浄化されます。

●下水道ができると……



*水洗トイレが使用できます

汲み取りや浄化槽の悪臭がなくなり、清潔で快適な水洗トイレが使用できます。

*町がきれいになります

生活雑排水が側溝や水路に流れ込まなくなるので、悪臭やハエ、蚊などの発生が少なくなります。

*川や海がきれいになります

家庭からの汚水は終末処理場で浄化してから放流するため、川や海の水質保全が図られます。

下水道使用までの流れ

下水道工事(現在)

受益者申告書の送付

供用開始の告示

受益者負担金の納付

排水設備の設置

使用開始

下水道管理設工事にあわせて、下水道管に隣接する土地に町が公共ますを設置します。(該当される方には、工事の前にご案内をさしあげています)

供用開始予定区域内の受益者の方に、下水道事業受益者申告書を送付しますので、受益地・受益者・受益者負担金の納入方法の確認をしていただきます。

供用開始日(下水道が使用できるようになる日)を町が告示します。

供用開始の告示と同時に、供用開始区域の受益者の方に、受益者負担金決定通知書及び納入通知書を送付します。受益者負担金は1戸当たり16万円で、分割納付または一括納付により納めていただきます。

家庭からの汚水を下水道管に流すため、排水設備(公共ますまでの宅内配管)を個人で設置していただきます。排水設備の設置工事は、松茂町登録の指定工事店へ依頼してください。排水設備工事完了後に町の検査がございます。

*接続促進の一環として各種補助金を検討中です。

下水道を使い始めると、水量に応じて下水道使用料をお支払いいただきます。

[お問い合わせ] 下水道課 画699-8717